

# 川上村特定事業主行動計画

令和3年4月

川 上 村

川 上 村 議 会

川上村教育委員会

# 川上村特定事業主行動計画

## 1 目 的

---

我が国においては、年々少子化が進行しており、その影響は経済、教育等あらゆる分野に及んでいる。また、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっている。

そのような状況において、職員が安心して子育てができると同時に、女性の職業生活における活躍の推進について、職場を挙げて支援していく必要があることから今回、「次世代育成支援対策推進法」及び、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく特定事業主行動計画として、川上村職員を対象に策定した。

職員一人ひとりが仕事と子育てを両立できるとともに、女性の職業生活における活躍を推進できるよう、職員全員が職場を挙げて支援していくためにこの計画を策定した。

職員一人ひとりが、この計画を自分自身に関わることと捉え、職場単位でお互いに助け合い支え合う必要がある。

そして、この計画を通じた取り組みが、職場環境の変革をもたらすと共に、さらなる川上村の発展につながることを目指すものである。

## 2 計画期間

---

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とする。

### 3 計画の推進体制

---

本計画を実り多いものにするためには、職員一人ひとりが次世代育成支援と女性の職業生活における活躍の推進に関して理解し、女性が育児をしながら活躍できる環境づくりに努めるものとする。

- (1) 計画の対象者は、村長事務部局、議会事務局、及び教育委員会の職員とする。
- (2) この計画を効果的に推進するために、各任命権者の人事担当で構成する推進委員会を設置する。
- (3) 仕事と子育ての両立、女性の職業生活における活躍の推進等についての相談・情報提供等を行う。
- (4) 啓発資料の配付や研修会等の実施により、行動計画の内容を周知徹底する。

### 4 具体的な内容

---

#### I 現状分析

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事業について分析を行った。

#### ■ 把握事項（令和2年度実績）

- (1) 採用した職員に占める女性職員の割合

##### ① 常勤職員

	割合 (%)
男性	60
女性	40
計	100

##### ② 非常勤職員

	割合 (%)
男性	31.5
女性	68.5
計	100

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

全体
17%

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

級	割合 (%)
課長	0
課長補佐	30
主任	53
主事・主事補 保育士・社会福 祉士・看護師	17

(4) 男女別の育児休業取得率

性別	育児休業取得率
男性	0%
女性	100%

(5) 男性職員の配偶者出産休暇取得率

配偶者出産休暇取得率	— %
------------	-----

## II 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、大きな課題に対応するものから順に掲げている。

### ● 数値目標

(1) 令和7年度までに、課長補佐級以上の女性職員の割合を令和2年度の実績(17%)より3ポイント以上引上げ、20%以上にする。

(2) 令和7年度までに、男性職員の育児休業の取得実績(令和2年度の実績0%)を50%以上にする。

### Ⅲ 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標の達成に向けて、次に掲げる取組を実施する。

#### ● 取組内容

##### (1) について

- ◎ 女性職員に対するスキルアップ研修を実施する。
- ◎ 女性が働きやすい職場環境の整備を行う。
- ◎ 多様ポストへの女性の積極的配置を行う。

##### (2) について

- ◎ 男性の家事・育児等参加に向けた機運の醸成を図る。
- ◎ 帰宅しやすい職場風土に向けた管理職の勤務時間管理の徹底を行う。
- ◎ 休暇制度等を全職員に周知し、取得促進を図る。